

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく

体験の機会の場の認定に係る佐賀県事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号。以下、「法」という。）及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「規則」という。）に基づき、佐賀県内における法第20条第1項に規定する体験の機会の場として提供される土地又は建物の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(体験の機会の場の認定)

第2条 知事は、当該体験の機会の場で行われる事業の内容等が法の規定に照らし、適合している場合においてこれを認定する。

2 前項に規定する認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（事業者、個人及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「個人、民間団体等」という。）に限る。）は、次に掲げる書類を添付し、規則様式第7により認定の申請をするものとする。なお、申請書の提出部数は、正本1部とする。

- (1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（発行日から6か月以内のもの。）
- (2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。）又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面（様式第1号）
- (4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行った事業の実績を記載した書類（様式第2号）
- (5) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類（様式第3号）
- (6) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書（様式第3号）並びに収支予算書（様式第4号）

- (7) 認定の申請に係る体験の機会で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類（様式第5号及び様式第6号）
 - (8) 認定の申請に係る体験の機会で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類（様式第7号）
 - (9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。）又はこれに準ずるもの
 - (10) 認定の申請に係る体験の機会において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書（様式第8号）
 - (11) 申請者が暴力団等でない旨記載した誓約書（様式第9号）
 - (12) その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ佐賀県教育委員会と協議するものとする。

（認定等の通知）

第3条 知事は、認定をした場合においては、法第20条第6項の規定に基づき、様式第10号により、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、認定の申請に係る体験の機会で行う事業の内容等が法第20条第1項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、法第20条第7項の規定に基づき、様式第11号により、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

（認定の変更等の届出）

第4条 認定を受けた体験の機会を提供する個人、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、法第20条第3項各号に掲げる事項を変更したときは、同条第8項の規定に基づき、変更事項に係る第2条第1項に掲げる書類を添付して、規則様式第8により、その旨を知事に届け出るものとする。なお、届出書の提出部数は、正本1部とする。

- 2 認定民間団体等は、認定を受けた体験の機会の際の提供を行わなくなったときは、法第20条第8項の規定に基づき、規則様式第9により、その旨を知事に届け出るものとする。なお、届出書の提出部数は、正本1部とする。

3 前2項の届出は、当該変更のあった日又は提供を行わなくなった日から30日以内に届け出るものとする。

(認定の有効期間の更新)

第5条 知事は、認定をする場合において、法第20条の2第2項の規定に基づき、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 認定民間団体等は、前項の有効期間の更新を受けようとする場合には、法第20条の2第2項の規定に基づき、第2条第1項に掲げる書類を添付し、規則様式第10により、有効期間が満了する日の30日前までに知事に申請するものとする。なお、申請書の提出部数は、正本1部とする。

(認定を受けた体験の機会の場に係る周知等)

第6条 知事は、認定をしたときは、法第20条の3第1項の規定に基づき、県のホームページ等の利用により、法第20条第3項各号に掲げる事項について周知するものとする。

(状況報告)

第7条 認定民間団体等は、法第20条の4第1項の規定に基づき、翌年度の6月末日までに、前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した書類を添付し、様式第12号により、その運営の状況を知事に報告するものとする。なお、報告書の提出部数は、正本1部とする。

- (1) 実施の内容(様式第13号)
- (2) 実施の目的(様式第13号)
- (3) 実施の期間(様式第13号)
- (4) 実施の回数(様式第13号)
- (5) 参加に要する費用(様式第13号)
- (6) 参加者数(様式第13号)
- (7) 収支決算(様式第13号)

2 規則第12条第1項の知事が定める日は、翌年度の6月末日とし、規則第12条第2項の知事が定める期間は、当該事業の実施状況等を勘案して知事が決定するものとする。

3 認定民間団体等は、認定を受けた体験の機会の中で行う事業において事故や問題が生じた場合は、様式14号により速やかに知事に報告するものとする。

(認定の取消し)

第8条 知事は、法第20条の6第1項の規定に基づき、認定を取り消したときは、法第20条の6第2項の規定に基づき、様式第15号により、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知するものとする。

(現地確認)

第9条 認定を受けようとする者又は認定民間団体等は、事業の内容又は施設の状況の確認等必要に応じ知事が当該体験の機会の際に職員を立ち入らせるときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

(庶務)

第10条 この要綱に関する事務は、佐賀県県民環境部有明海再生・環境課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

この改正要綱は、令和4年2月3日から施行する。

この改正要綱は、令和7年8月4日から施行する。